

## 八戸市競争的資金申請支援補助金 交付要領

### (趣旨)

第1 この要領は、市内中小企業者が国等の競争的資金の獲得に挑戦することを支援し、企業の成長意欲を喚起するとともに、将来の地域未来牽引企業や中堅企業の創出を図るため、競争的資金の申請支援に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号及び中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第5号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者であって、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に該当する者をいう。
- (4) 競争的資金 国、青森県又はこれらに準ずる公的機関が実施する補助金等であって、対象事業を広く公募し、専門家による審査を経て交付決定されるものをいう。
- (5) 外部専門家 中小企業者が競争的資金を申請し、又は当該競争的資金に係る実績報告を行うに当たり、事業計画の策定、申請書類の作成に関する助言、指導、内容確認、実績報告に関する助言、指導、内容確認その他これらに類する支援を行う専門的知識又は経験を有する者であって、青森県内に事業所を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事業所を有する中小企業者であって、市内の事業所又は事務所において設備投資その他生産性向上に直接資する取組を行うために競争的資金を申請し、当該競争的資金の交付決定を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 同一年度内に本補助金の交付を受けている者
- (2) 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有する中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有する中小企業者
  - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
  - エ 発行済株式の総数又は出資価額の総額をアからウまでに掲げる中小企業者が所有している中小企業者
  - オ アからウまでに掲げる中小企業者の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の全てを占める中小企業者
- (3) 農林漁業を主たる業種とする者
- (4) 納付すべき市税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(6) その他市長が本補助金の趣旨から判断して適当でないとする者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業認定の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、競争的資金の交付決定を受けた後、あらかじめ事業認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 誓約書(別記第4号様式)
- (4) 競争的資金の交付決定通知書の写し
- (5) 競争的資金の交付申請時に提出した交付申請書及び事業計画書の写し
- (6) 外部専門家との契約書の写し
- (7) 外部専門家の概要資料(パンフレット等)
- (8) 小規模企業者として補助率の適用を受けようとする場合は、常時使用する従業員数が確認できる書類
- (9) 定款の写し(個人は不要)
- (10) 履歴事項全部証明書の写し(個人にあつては、本人確認書類の写し)
- (11) 直近の決算報告書の写し(個人にあつては、確定申告書の写し)
- (12) その他市長が必要とする書類

(事業認定の決定)

第6 市長は、第5の申請があつたときは、申請内容を審査の上、適当と認めるときは、事業認定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の事業認定は、補助金の交付を保証するものではなく、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額は、第9の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出後に、第10の規定により決定するものとする。

(変更等の届出)

第7 事業認定を受けた者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業認定を受けた内容を変更しようとする場合 事業変更届(別記第6号様式)
  - (2) 補助対象事業を休止し、又は廃止しようとする場合 事業辞退届(別記第7号様式)
- 2 前項第1号の変更が補助対象性又は補助金額の算定に影響を及ぼすおそれがある場合は、あらかじめ市長に協議するものとする。

(事業認定の取消し)

第8 市長は、事業認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業認定取消通知書(別記第8号様式)により当該事業認定を受けた者に通知し、当該事業認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を休止し、又は廃止した場合
- (2) 虚偽の申請及び報告を行った場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この要領の規定に違反した場合

(交付申請兼実績報告)

第9 事業認定を受けた者は、当該競争的資金に係る実績報告書を当該競争的資金の実施機関へ提出し、かつ、外部専門家への報酬その他の対価の支払を完了したときは、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(別記第3号様式)
- (2) 競争的資金の実績報告書の写し
- (3) 外部専門家への支払を証する書類の写し
- (4) 納税証明書(全てに滞納がないことを証明するもので、交付申請の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。)又は市税の納税状況を確認することに同意する文書(別記第10号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第10 市長は、第9の規定により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めたときは、補助金交付申請書兼実績報告書を受領した日から30日以内に補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第11号様式)により通知するものとする。

(交付時期)

第11 補助金は、交付の決定を受けた者からの補助金請求書(別記第12号様式)による請求に基づき、一括して交付するものとする。

(関係書類の備え付け)

第12 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業に係る経費の収支その他当該事業に関する事項を明らかにするため、当該事業の経費について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する一切の書類等を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間備え付けておかななければならない。

附 則

この要領は、令和8年5月27日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第4関係）

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
<p>補助対象者が競争的資金を申請し、又は当該競争的資金に係る実績報告を行うに当たり、外部専門家から支援（事業計画の策定、申請書類の作成に関する助言、指導、内容確認、実績報告に関する助言、指導、内容確認その他これらに類するもの）を受けるために要する経費（着手金、申請支援報酬、成功報酬、実績報告支援報酬等）であって、当該競争的資金の申請又は実績報告に直接必要なもの。ただし、次の各号に掲げるものは、対象としない。</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税の額に相当する額</p> <p>(2) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は市の他の補助金等の補助対象経費に含まれるもの</p> <p>(3) 補助対象者と資本関係又は人的関係を有する者に支払う経費</p> <p>(4) 当該競争的資金の申請又は実績報告と直接関係しない業務に係る経費</p> <p>(5) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費</p>	<p>(1) 中小企業者 対象経費の 1 / 3</p> <p>(2) 小規模企業者 対象経費の 1 / 2</p>	<p>競争的資金の交付決定額に10分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額</p>

別記

第1号様式（第5関係）

事業認定申請書

名称	八戸市競争的資金申請支援補助金
事業者の概要	(1) 事業者名 (2) 設立年月日            年    月    日 (3) 資本金等                            円 (4) 常時使用する従業員数 (5) 主たる事業内容  (6) 業種
添付書類	1 事業計画書（別記第2号様式） 2 収支予算書（別記第3号様式） 3 誓約書（別記第4号様式） 4 競争的資金の交付決定通知書の写し 5 競争的資金の交付申請時に提出した交付申請書及び事業計画書の写し 6 外部専門家との契約書の写し 7 外部専門家の概要資料（パンフレット等） 8 小規模企業者として補助率の適用を受けようとする場合は、常時使用する従業員数が確認できる書類 9 定款の写し（個人は不要） 10 履歴事項全部証明書の写し（個人にあつては、本人確認書類の写し） 11 直近の決算報告書の写し（個人にあつては、確定申告書の写し） 12 その他市長が必要と認める書類
	申請                            年    月    日  (あて先) 八 戸 市 長  申請者 住所  事業者名  代表者名



収支予算（精算）書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額（精算額）	備考
自己資金		
市補助金		
計		

2 支出

※支出金額に消費税及び地方消費税を含めないこと。

（単位：円）

区分	予算額（精算額）	備考
計		

年 月 日

誓 約 書

（あて先）八 戸 市 長

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

八戸市競争的資金申請支援補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 大企業者及びみなし大企業者ではありません。【中小企業者のみ】
2. 農業、林業又は漁業を主たる業種としている者ではありません。
3. 納付すべき市税を滞納している者ではありません。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

八商第 号  
年 月 日

様

八戸市長

事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった八戸市競争的資金申請支援補助金交付要領第5の規定による事業認定の申請について、事業認定の決定を行ったことを通知します。

なお、本事業認定は、補助金の交付を保証するものではなく、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額は、交付要領第9の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出後に、交付要領第10の規定により決定します。

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所  
事業者名  
代表者名

事業変更届

年 月 日付け八商第 号により事業認定を受けた八戸市競争的資金申請支援補助金の内容等を変更したいので、交付要領第7の規定により届出します。

1 変更内容

2 変更理由

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所  
事業者名  
代表者名

事業辞退届

年 月 日付け八商第 号により事業認定を受けた八戸市競争的資金申請支援補助金を辞退したいので、交付要領第7の規定により届出します。

1 辞退理由

2 今後の見通し

八商第 号  
年 月 日

様

八戸市長

事業認定取消通知書

年 月 日付け八商第 号により事業認定をした八戸市競争的資金申請支援補助金について、事業認定を取り消すことを交付要領第8の規定に基づき通知します。

事業認定取消事由

補助金交付申請書兼実績報告書

名称 八戸市競争的資金申請支援補助金
補助金交付申請額 金 _____ 円
事業完了状況 (1) 競争的資金の実績報告日                      年    月    日 (2) 外部専門家への支払完了日                    年    月    日
補助金交付申請額の算出 1 補助率区分 <input type="checkbox"/> 中小企業者 (1/3) <input type="checkbox"/> 小規模企業者 (1/2) 2 補助対象経費 (外部専門家への支払総額) ※税抜 _____ 円 3 補助対象経費 _____ 円 × 補助率 (1/3 又は 1/2) = _____ 円… (A) 4 補助金の上限額の判定 ア. 競争的資金交付決定額の 1/10 _____ 円 イ. 定額上限 300,000 円 ⇒アとイを比較して低い方の額 (1,000 円未満切捨て) _____ 円… (B) 5 補助金交付申請額 (A)と(B)を比較して低い方の額 (1,000 円未満切捨て) _____ 円
添付書類 1 収支精算書 (別記第3号様式) 2 競争的資金の実績報告書の写し 3 外部専門家への支払を証する書類の写し 4 納税証明書 (全てに滞納がないことを証明するもので、交付申請の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。) 又は市税の納税状況を確認することに同意する文書 (別記第10号様式) 5 その他市長が必要と認める書類
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                     申請                      年    月    日                 </div> (あて先) 八 戸 市 長  <div style="text-align: center; margin-left: 100px;">                     申請者 住所                                事業者名                                代表者名                 </div>



八商第 号  
年 月 日

様

八戸市長

補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった八戸市競争的資金申請支援補助金については、交付要領第 10 の規定により、次のとおり交付することを確定したので通知します。

- |   |      |   |   |
|---|------|---|---|
| 1 | 確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 未交付額 | 金 | 円 |

補助金請求書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

請求者 住所

事業者名

代表者名

印

八戸市競争的資金申請支援補助金を次のとおり請求します。

補助金請求額 金 円

交付決定通知 令和 年 月 日 八商第 号

（振込先）

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・口座名義人
- ・種別・口座番号